蜷川自治振興会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、蜷川自治振興会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所（事務局）は、富山市蜷川地区センター内に置く。

（組織）

第３条　本会は、別表１の蜷川校区の各町内会に所属する世帯及び事業所をもって組織する。

（目的）

第４条　本会は、住民自治の精神に則り、住民の福祉の増進、環境の改善及び教育・文化の向上を図り、明るく豊かな地域づくりに努めることを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　社会福祉、環境衛生、保健体育、青少年の健全育成、教育・文化、防災、防犯、交通安全、住民の親睦に関すること。

(2)　町内会、官公署との連絡調整に関すること。

(3)　別表２の各種団体の支援及び連携に関すること。

(4)　その他本会の目的達成に必要なこと。

第２章　役員

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

(1)　会長　　１名

(2)　副会長　　７名（必要あるときは増員できる）

(3)　理事　　２２名

(4)　監事　　２名

(5)　評議員　各町内の世帯数から算定される人数

（役員の選出）

第７条　本会の役員選出方法は、次のとおりとする。

(1)　会長・副会長は、別表１の各ブロックから推薦されたブロック代表の互選により選出し、総会において承認を得る。ただし、会長・副会長は、理事、監事、評議員を兼ねることができない。

(2)　理事は、町内会長の職にある者をもって充てる。ただし、会長、副会長又は監事が町内会長を兼ねる町内会にあっては、当該町内会が推薦する町内会長以外の者をもって充てる。

(3)　監事は、理事、評議員以外の者から選出し、総会において承認を得る。

(4)　評議員は、各町内会が推薦する理事以外の者をもって充てる。

（役員の任期）

第８条　本会役員の任期は２年とし、再任は妨げない。ただし、理事及び評議員の任期は１年とし、再任は妨げない。

２　役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

（役員の職務）

第９条　本会の役員の職務は、次のとおりとする。

(1)　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

(3)　副会長のうち、会長から任命された事務局長及び事務局次長は、庶務及び会計事務を所掌する。

(4)　理事は、理事会を構成し、会務の処理にあたる。

(5)　評議員は、総会において、組織員を代表し議決に関わる。

(6)　監事は、本会の経理の執行状況を監査し、総会においてその結果を報告する。

（顧問及び相談役）

第１０条　本会に顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問及び相談役は、正副会長会に諮って会長が委嘱し、会長の諮問に応じ、意見を述べる

第３章　会議

（会議）

第１１条　本会の会議は次のとおりとし、会長が必要に応じて招集する。

(1)　総会

(2)　正副会長会

(3)　理事会

２　会長は、本会の会議開催時、各種団体長の出席を求めることができる。

（総会）

第１２条　総会は、本会の最高議決機関であって、全役員をもって構成し、毎年定期に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき又は理事会の半数以上が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

２　総会の議長は、出席した理事又は評議員の中から選出する。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の付議事項）

第１３条　総会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1)　事業報告及び収支決算

(2)　事業計画及び収支予算

(3)　会費の賦課徴収及び納期

(4)　会則の改廃及び役員の選出

(5)　その他特に必要と認められる事項

（総会の議事録）

第１４条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1)　日時及び場所

(2)　議決権を有する構成員総数及び出席者数

（書面表決者がある場合にあっては、その数を付記する。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会に出席した理事又は評議員の中から選任された議事録署名人２名以上が署名押印する。

（正副会長会及び理事会）

第１５条　正副会長会は会長、副会長をもって構成し、理事会は、会長、副会長、監事及び理事をもって構成する。

2　正副会長会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

3　正副会長会、理事会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　会務執行に関する事項

(3)　その他会長が特に必要を認める事項

（会議の運営）

第１６条　各会議は、議決権を有する構成員の２分の１以上の出席で成立し、議事は出席構成員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　各会議の議決権は、構成員１名につき１個とする。ただし、会長、副会長、監事は、総会及び理事会の議決権を有しない。

3　総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4　前項の規定により行使した議決権の数は、総会に出席した構成員の議決権の数に算入する。

（委員会）

第１７条　本会の事業を推進するため委員会を置くことができる。

2　委員会の組織及び運営に関する事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

第４章　財務・総務

（会計年度）

第１８条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

なお、事務手続き上、会計の締切日を早めることができる。

（会計）

第１９条　本会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1)　会費

(2)　補助金及び助成金

(3)　手数料

(4)　寄付金

(5)　その他の収入

（各種団体の補助金等）

第２０条　各種団体が事業を行うにあたって、本会から補助金等を受けようとするときは、あらかじめ補助金等の交付申請を行い、事業完了後は、完了実績報告を行うものとする。

（嘱託）

第２１条　本会の事務処理のため、事務嘱託員を置く。

第５章　雑則

（専決処分）

第２２条　会長は、本会会則運用上必要な緊急事項が生じた場合は、正副会長会に諮り、専決することができる。

２　前項の規定により専決した事項については、理事会に報告してその承認を求めるものとする。

（細則）

第２３条　本会会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

別表１

ブロック名	町内会名
第１ブロック（３町内）	小杉、布市、布市新町
第２ブロック（６町内）	赤田元町、赤田東町、赤田西町、赤田南町、赤田中町、赤田新町
第３ブロック（７町内）	朝菜町１丁目、朝菜町２丁目、朝菜町３丁目、朝菜町４丁目、朝菜町５丁目、朝菜町６丁目、新堀町
第４ブロック（６町内）	上袋、八日町、黒崎、蜷川、二俣、二俣新町

別表２

ふるさとづくり推進協議会、社会福祉協議会、長寿会連合会、民生委員児童委員協議会、いきいきクラブボランティア、赤十字奉仕団、保健推進員、環境保健衛生連合会、食生活改善推進協議会、青少年健全育成連絡協議会、体育協会、学校体育施設開放事業運営委員会、児童クラブ指導者協議会、少年補導委員会、留守家庭児童会運営協議会、蜷川小学校育友会、防犯組合連合会、富山市消防団富山方面団蜷川分団、交通安全協会蜷川地域支部、公民館連絡協議会、男女共同参画推進リーダー、ながわふれあい子ども食堂

付　則

この会則は、昭和５５年４月１日から施行する。

平成１７年４月１日一部改正

平成２４年４月１日一部改正

平成２９年４月１日一部改正

令和５年４月１日一部改正

令和７年４月１日一部改正